



2011年度 年間活動報告

(2011年7月～2012年6月)



一般社団法人 あいあいネット
(いりあい・よりあい・まなひあいネットワーク)

代表理事ご挨拶

定評という言葉を辞書で引いてみると、「広く一般に認められている評判評価」とある。

私が、あいあいネットについて思いを致すときに、最近しばしば思い浮かぶ言葉である。あいあいネットは、頻繁に行う、そして頻繁に要請されている研修という活動を通じて、この定評なるものを得つつあるのではないか。定評を得るということは、すなわち私たちの方法論が「広く一般に認められている」ということに他ならず、その方法論の形成に少しあは貢献していると自負する私にはいささか誇らしいことである（ある開発教育の権威によると、ロバート・チエンバースのそれに匹敵するとのことで、光栄の至りであるが、私としては、匹敵ではなく凌駕すると密かに思っている）。ただし、実際汗をかいているのは、私ではない。定評を得るまで研修の場で汗をかいたあいあいネットの仲間たちに、敬意を表する次第である。

ただ、研修の方法論なるものは、絶対のものではない。常に現場で実践し、常に現場から学ばない限り、早晚役に立たないものとなる。従って、研修を行う私たちはそのことに常に思いを致し、自らに厳しくあらねばならない。現場は生き物である。通り一遍の方法論など、通用しない。あるいは、どのような状況にも適用できる方法などないと言う方が正確か。従って、方法論そのものも、常に変わらなければならない。あるいは、それをどのように適用するか、五感のすべてを駆使し、臨まなければならない。こう書くと、なんだか武術の修業のようだが、実はそうなのである。あるいは、職人技と通じるものもある。

おそらく、あいあいネットの行う研修の最大の「売り」は、現場でどのように身体を動かせばいいのか、その点を懇切丁寧に教えることにあると思うのだが、そのことの裏付けは、教える側の豊富な経験にある。そして、その経験を常に分析し、法則化する努力の中にある。

誤解してもらつては困るが、現場とは、なにも開発途上国でのプロジェクトのみを指すのではない。もし私たちがこのような誤解をしているのなら、それ以外のことからは何も学べないことになる。

あいあいネットの将来は、あいあいネットがどれだけ五感を研ぎ澄ますことが出来るか、どれだけ学ぶ努力を怠らないかにかかっている。



一般社団法人あいあいネット

代表理事 和田信明

目 次

代表理事ご挨拶	2
あいあいネットの活動	3
2011 年度概要	4
活動報告 いりあい交流	5
西部バリ国立公園プロジェクト	6
ファシリテーションに関する事業	7
地域に学ぶ研修事業	8
その他の活動	10
2012 年度活動計画	12
収支計算書	14
貸借対照表	15
付録一定款	16

表紙写真

トンブ村のラング氏に絵の出来ばえを確認するジャック氏
(インドネシア・スマラウェシ)

あいあいネットの活動

世界も日本も悩みは「共通」—そう気づいた時、新しい取り組みがはじまりました。

経済的な豊かさを求める中で私たちが手放したもの、

それは人と自然、人と人がつながって暮らす私たちの居場所—コミュニティ

そのコミュニティの崩壊が危ぶまれているのは、実は日本だけではありません。

身近な自然が荒れしていく、都会に出たら帰ってこない若者、元気のないマチやムラ…。

アジアやアフリカ、世界の各地に同じ悩みを抱えた人々がいます。

「同じ悩みを持った仲間同士、解決に向かって学びあい、刺激しあうこと」

これが、これから的新しい国際協力の形だと、私たちあいあいネットは考えます。



いりあい・よりあい を手がかりにした、地域づくり

いりあい（地域資源の共同管理）とよりあい（住民の自治）は、コミュニティを守りつくっていく「地域力」のかたち。いりあい・よりあいを手がかりに、その土地に住む人自身が自分たちで考え、実践する地域づくり活動を応援しています。

～あいあいネット名前の由来～

団体名のあいあいネットは、「いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク」を略したものです。「いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク」は私たちの目指すもの、大切にしたいものを表すキーワードです。



経験交流や研修を通じた まなびあい

地域の現場に関わる人たち同士、国境、世代、職業など、いろいろな壁を超えたまなびあいを通して、新しい力やアイディア、活力を生み出します。



＜主な活動＞

- ◆いりあい交流：インドネシアと日本の山村の経験をつなぐ
- ◆西部バリ国立公園プロジェクト：国立公園周辺の村の暮らしと自然の共存をはかる
- ◆地域に学ぶ研修事業：日本の地域づくりの現場を訪ね、世界の実践家たちと学びあい
- ◆ファシリテーションに関する事業：ファシリテーションに関する情報発信と勉強会等の開催
- ◆地域づくりのお手伝い：インドネシア、ベトナム、ジンバブエ、日本など
- ◆その他：講座や勉強会の開催、調査研究、出版活動等

2011 年度 概要

◆日本国内での活動

2011年4月に事務所を移転し、神奈川県川崎市多摩区東生田での本活動的な始動となった2011年度は、海外での活動と国内での研修受入れに忙しくしつつも、少しずつ地元に足を付け始めた1年となりました。事務所は生田緑地に隣接していますが、この公園で開催された「生田緑地サマーミュージアム」(8月)と「多摩区民祭」(10月)に出展し、訪れた市民の方々に活動を紹介するとともに、地域の商店会や市民グループと知り合う機会にもなりました。また、「かながわ国際交流財団」のセミナーに協力したり、JICA（国際協力機構）の研修事業の一環で県内の大和市、鎌倉市、川崎市を訪問させていただいたり、行政や公的団体とのネットワークも少しずつ広がっています。

◆インドネシアでの活動

「いりあい交流」と「西部バリ国立公園プロジェクト」は、どちらも新しい団体からの助成金（庭野平和財団とりそなアジア・オセアニア財団=いりあい交流、地球環境基金と今井記念海外協力基金=西部バリ国立公園プロジェクト）を得て、継続的に活動を展開できました。より地元のコミュニティに根ざした活動を行うとともに、行政や他の地域へのインパクトも目指したものになっています。

◆新しい取り組み

2011年度新たに広がったのは、ベトナムでの活動です。これはJICAが行う技術協力プロジェクトへの協力（専門家派遣）という形ですが、中部高原（ザーライ省）と北西部（ディエンビエン省）の2つのプロジェクトで、地域で活動する行政官を対象にしたファシリテーション能力向上の研修を実施しました。また日本でも、ベトナムからの研修を2つ受け入れる等、同国との関わりが増えつつあります。

「ファシリテーション」については当初、神奈川県内で経験交流や学びあいを広げようという構想をもっていましたが、2011年度には動き出すことができず、次年度に持ち越しとなっています。一方、あいあいネットの現場での活動をより多くの人に知ってもらい、参加してもらおうと、若手メンバーが中心となって「わいわいネット」という新しい企画が生まれています。

あいあいネットの主な活動地





いりあい交流

(1) スラウェシ島での活動

庭野平和財団の活動助成を受け、2012年3月これまでトンプ村での記録作業と学びあいの活動に関わってきたメンバー4名（澤幡さん、岩井さん、島上、増田）が中スラウェシ州を訪れ、現地NGOの若者たちやトンプの長老たちと、とりまとめの最終確認作業を行い、成果物の公開や活用の仕方について話し合いました。“Dunia Orang Tompu（トンプの人々の世界）”と題したインドネシア語の本・DVDは2012年7月に出版され、同10月には成果物の公開を通して山村文化に学ぶ意義を議論しあうセミナー・ワークショップを開催予定です。

また、「森の書き書き」の手法を活かした地域環境教育の可能性についても話し合いを行い、来年度の実施に向けて準備を進めています。

※1 トンプ村＝スラウェシ島中スラウェシ州の山村



コルニア高校の先生たちが「書き書き」研修を実践（インドネシア・ボゴール）



かつて焼畑を拓いていたという地元の方から火の入れ方を教わる（滋賀県中河内集落）

(2) 日本国内の活動

日本国内においては、2013年6月に山梨県富士吉田市で開催予定の第14回国際コモンズ学会世界大会に、島上が学術企画委員・事務局として関わることとなり、その準備に寄与しています。

また、今年度も「火野山ひろば」と共同で、滋賀県長浜市余呉町の中河内集落で、地元の協力を受けながら焼畑復元に取り組みました。2011年11月の赤カブラ収穫の際は、焼畑のプロセスを記録した映像・写真を上映しながら、地元の方々と交流する場を設けました。

さらに、増田は今年度も余呉町の摺墨集落に通い、地域の状況を学ぶとともに、外部者と地元の関わりのあり方について模索を続けています。

※2 火野山ひろば＝「くらしの森」づくりを目指す実践グループ。地域住民や研究者、NPO関係者などが参加している。



伐開した林野の斜面上・風下から火をつける（滋賀県中河内集落）

（公益財団法人庭野平和財団 /2011年8月～）

トップ写真：トンプでの学びあいの成果を最終編集



西部バリ国立公園プロジェクト

「西部バリ国立公園管理における地域コミュニティとの共存・協働関係構築」

あいあいネットは2007年7月より、インドネシア・バリ島西部の西部バリ国立公園で、周辺の村々が公園と共に生計向上と自然保護のために協働していくための関係作りを進めています。

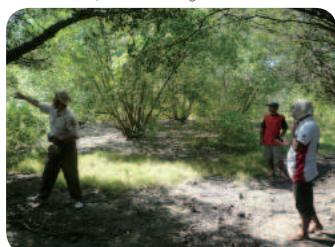
2011年6月にJICA草の根技術協力（支援型）としてのプロジェクトは終了しましたが、現地ではファシリテーターとして育った国立公園職員が村への働きかけを継続し、村人のイニシアティブによる活動もさらに活発化しました。あいあいネットとしての活動も、2つの助成金（地球環境基金・今井記念海外協力基金）を受け、生物多様性と両立した生計向上の振興及び生活向上に結びつく環境教育の推進を実施しました。

2011年度ハイライト

◆3つの村での活動

スンブルクランポック村ではカンムリシロムクの生息域保全・拡大、ギリマヌク村ではマングローブ保全や珊瑚の移植、ブリンビンサリ村では自然と宗教を両輪とした観光振興といった村人主体の活動が展開されました。

また、子供たちが身近な植物の有用性を親や祖父母に聞いて絵本にするプロジェクトが環境教育の一環として実施され、67名の小学生が40種類の植物について92枚の絵を描き、絵本にまとめられました。



マングローブ林を訪れる国立公園職員（チーム9のメンバー）

◆今後の展開

西バリでの活動をさらに深化し、住民と多様な関係者の協働による生計向上と自然保護の両立活動をより大きく展開するとともに、公園職員のファシリテーター育成モデルを他の国立公園にも広げていくことを目指し、新しいプロジェクトをJICA草の根技術協力事業（パートナー型）として提案し、2011年9月に採択されました。そのため、2012年度半ばには新プロジェクトとして開始予定となっています。

◆事業評価と第三国研修

あいあいネットの活動は、JICA草の根技術協力事業の評価の一環として調査対象となり、2012年3月に評価者が現地を来訪、住民のイニシアティブを引き出すファシリテーションの手法が高く評価されました。また、同じ3月にはベトナム中部高原のJICA技術協力プロジェクトのカウンターパートが西バリを訪問し、第三国研修として西バリにおけるファシリテーションの実践から学ぶ機会が作られました。



ベトナムからカウンターパートが訪問し行われた、西バリでの第三国研修

JICA草の根技術協力プロジェクト草の根協力支援型 / ~2010年6月
(独立行政法人環境再生保全機構・地球環境基金助成金 / 2010年4月~)
(公益信託今井記念海外協力基金助成金 / 2010年4月~)

トップ写真：地元の小学校で環境教育の授業を行うチーム9のメンバー



ファシリテーションに関する事業

(1) JICA 横浜主催「ファシリテーションセミナー」への参加

2011年9月と2012年5月の2回、JICA横浜主催の「ファシリテーションセミナー」に講師・ファシリテーターとして協力しました。

2011年9月は18名、2012年5月は25名が参加。神奈川県内で国際協力に関わる方に加え、日本の地域づくりに関心のある方々も参加し、相手の気づきやイニシアティブを促すファシリテーションの原理と手法について学び、ワークショップを通じて実践的な機会をつくることができました。

(2) その他の活動

「コミュニティ・ファシリテーション」の研究や深化をテーマに神奈川県内の公的機関やNPOとの協働を計画していましたが、年度内に動きを作ることはできませんでした。

また、特定非営利活動法人ソムニードと参加型開発研究所による「マスター・ファシリテーター講座」や「対話型ファシリテーション講座」への協力についても、2011年度はお休みとなりました。

一方、海外においては、ベトナムでJICAが行う2つの技術協力プロジェクトに短期専門家を派遣し、ファシリテーションの原理や手法をお伝える活動を開始しました。(10ページ参照)



参加者とやりとりをする壽賀氏（2012年5月）



地域に学ぶ研修事業

地域づくりに関わる人たち同士をつなぎ、学びあいのプロセスを促進するため、下記のような研修事業を展開しました。

(1) JICA 研修員受入事業への協力

当会が受入先となって受託実施する JICA 研修は 5 コースが実施されました。

前年度からの継続である「住民主体のコミュニティ開発」は前年同様 2 コース行い、同じく継続案件である「ウガンダ北部地域行政官能力強化」に加え、ベトナムから「実践的参加型コミュニティ開発（ファシリテーション技術）」と「実践的参加型コミュニティ開発（アクションリサーチ）」の 2 つの国別研修を実施しました。

あわせて 17 か国 48 名の研修員を受け入れ（のべ 119 日間）、住民主体のコミュニティ開発に関するワークショップ型のセッションを実施するとともに、新潟県上越市、岐阜県高山市、熊本県水俣市、神奈川県大和市・鎌倉市・川崎市、滋賀県高島市、山梨県上野原市を訪れて、住民主体の活動や行政との協働等について現場から学ぶことができました。

これらの研修受託を通じて、コミュニティ開発に関する研修ファシリテーションの経験を積むとともに、各地で地域づくりに取り組む様々な方々と交流を深めることができました。

(2) 第三国講師としてエリザベスさんの招聘

2011 年 8 月のベトナムからの研修（「実践的参加型コミュニティ開発（ファシリテーション技術）」）では、第三国講師として、インドネシア・西バリプロジェクトで活動するあいあいネットの現地専門家エリザベス・プリハティニさんを招聘し、現地での活動やファシリテーションの要点を紹介するセッションを行いました。



西部バリ国立公園での活動について話すエリザベス氏
(JICA 横浜／実践的参加型コミュニティ開発研修)

研修で訪れた主な場所

あるものさがしの内容を地元の方と共有する
(滋賀県高島市／住民主体研修)



農作業車に趣味をもつ研修員たち
(新潟県上越市／住民主体研修)



地元の方と共に竹細工を作る
(山梨県上野原市／ベトナム研修)



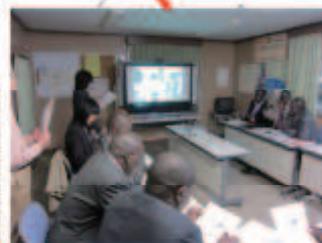
地元の方にインタビューをする
(熊本県水俣市／ウガンダ研修)



地元の方に地域を案内してもらう
(神奈川県川崎市／住民主体研修)



地域を歩いて観察する
(岐阜県高山市／ベトナム研修)



活動についてのお話を聞く
(神奈川県大和市／ウガンダ研修)



活動地域を視察する
(神奈川県鎌倉市／ウガンダ研修)

(3) その他の研修への協力

JICAが実施するコミュニティ開発に関連する国別研修に協力するとともに（講師派遣やセッションのファシリテーション）、各種機関・団体や大学等が実施する研修やフィールドワーク活動に関しても、要請に応じて協力しました。主なものは次の通りです。

- ・国連大学グローバル・セミナーかながわセッション 講師
- ・JICA筑波 課題別研修「農民参加による農業農村開発（A）」
- ・JICA筑波 集団研修「農業普及企画管理者」
- ・JICA筑波 地域別研修「アフリカ地域生活改善アプローチによる農村コミュニティ開発」
- ・JICA九州 青年研修事業 インドネシア国 地方行政
- ・JICA横浜「カンムリシロムク保護」プロジェクト本邦研修
- ・自治大学校 「地方自治研修」
- ・専修大学経済学部狐崎ゼミ 「NGO論」ゲスト講師

その他の活動

○ 川崎市や神奈川県での活動

川崎市多摩区に事務所を移したこと、地域の方々との結びつきを深めたい、という思いをもって、生田緑地で行われる2つの地域企画に参加することができました。

2011年8月の「生田緑地サマーフェスティバル」ではいよいよ交流を中心とした活動紹介と関連物品の販売、10月の「多摩区民祭」では西部バリ国立公園での活動紹介展示を中心に行いました。また、JICA横浜によるギャラリー展示「神奈川から世界へ！ - 神奈川発の国際協力 草の根技術協力事業活動紹介 -」にも参加し、西バリプロジェクトの紹介をしました。

あいあいネットが受託したJICA研修の中でも、下記のような地元の団体等を訪問してお話を聞く機会を作ることができました。

- ・特定非営利活動法人ぐらす・かわさき
- ・鎌倉市役所および市内のNPO
- ・大和市役所および市内のNPO
- ・川崎市多摩区役所および特定非営利活動法人川崎市民石けんプラント、かわさきかえるプロジェクト多摩区連絡会

さらに、西部バリ国立公園での活動報告会を2回、それぞれ川崎市多摩市民館とJICA横浜を会場にして実施しました。（「発想の転換で、森も暮らしも変わる！“自然と共生する村づくり”への挑戦～インドネシア・西バリからの報告～」報告者：エリザベス・プリハティニ（あいあいネット現地専門家）、「周辺住民とともに歩む、コミュニティ・ファシリテーターの役割～自然と共生した生計を目指して～」報告者：西部バリ国立公園所長および職員）

また、カンムリシロムクの保護や生息地保全に向けた村の取り組みを応援する募金を開始する予定でしたが、準備の遅れから2012年度に持ち越されました。一方、新たに若手が中心となり、西バリの活動支援をきっかけとして、より多くの市民が参加できる活動の展開を目指し、「わいわいネット」の名称のもと、新しい企画作りの模索が始まりました。

○ コンサルティング事業等

ベトナムでの2つのJICA技術協力プロジェクト（「中部高原地域における貧困削減のための参加型農業農村開発能力向上プロジェクト」および「北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト」）に短期専門家を派遣しました。（2011年9月同国ザーライ省、2012年3月同国ディエンビエン省）どちらもファシリテーションの原理と技術について、プロジェクトのカウンターパートである行政官を対象に研修を行うものでした。

また、ここから派生してベトナムの首都ハノイでのファシリテーションセミナー（2011年9月と12月）や、同国で実施される複数のJICA技術協力プロジェクトのカウンターパートを対象としたファシリテーション研修も実施しました。（2011年12月同国ゲアン省）



8月の生田緑地サマーフェスティバル



10月の多摩区民祭



○ 組織と広報

- ・事務局は前年度末から引き続き、2名の常勤スタッフの体制で年間を通しました。また、あいあいネット初めての試みとして、大学生のインターン受入を行いました。（桜美林大学3年倉田紗希さん、2012年5月～）
- ・毎月一回、土曜日に行っている「事務所オープンデー」は、川崎市に事務所を移転してから参加者が増え始め、2011年度は4回のオープンデーに7名が訪問してくれました。
- ・2012年5月に役員・事務局合同合宿会議を開催し、今後の活動の方向性等について話し合いを行いました。
- ・ニュースレター「いりあい・よりあい通信」を1回発行。年次報告書も作成しました。
- ・これまで同様、メルマガとブログを通じた広報を行いました。特にイベントの際の告知や、各種活動の報告に活用しています。

○ 新たな展開

- ・特定非営利活動法人「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議(ESD-J)に当会役員の壽賀一仁が理事として参加しました。
- ・明治大学専門職大学院ガバナンス研究科のフィールドワークの受入や教材翻訳に協力しました。
- ・特定非営利活動法人地球市民ACTかながわ(TPAK)による東日本大震災被災地支援活動に、事務局から高橋博をボランティアとして2回派遣しました。



10月のJICA横浜での西バリ活動報告会



9月の多摩市民館での西バリ活動報告会



報告会で話すテディ所長と国立公園職員のユディ氏

2012 年度 活動計画

◆ 2012 年度に目指すこと

あいあいネットが創立の 2004 年から継続して取り組んでいる活動の一つに、JICA の研修員受入事業の一環として行ってきた「地域から学ぶ研修事業」があります。9 年目を迎える 2012 年度も合計 4 つの研修を行う計画ですが、その研修内容や手法は年々少しずつ進化しています。特に「日本の地域で何をどう学ぶか」について、近年は単に日本の「成功例」を紹介して学んでもらうだけでなく、日本の地域のフィールドにして、「住民の主体性を引き出すファシリテーション」の原理や手法を学んでもらう形を重視するようになりました。

特に、あいあいネットがこれまでこれまでお付き合いを重ねてきた、様々な日本の地域の歴史や経験、特に「地元学」といった地域づくりの現場から生み出された理念や方法論に加えて、少しずつですが「あいあいネットならでは」のファシリテーション手法ができあがりつつあると思います。2012 年度は、この「あいあいネット流」のファシリテーションを、インドネシア、ベトナム、そして日本の現場での実践を通してさらに深めていくとともに、神奈川県の地元を拠点として、海外協力のみならず地域の現場で活動する NGO や行政の関係者とも協働して、「住民の主体性と多様な主体の協働を促すファシリテーション」について共に考え、広げていく活動を開始したいと考えています。

一方、あいあいネットのミッションの柱である「学びあい」や「経験交流」についても、トヨタ財団「アジア隣人プログラム」の特別企画の助成先として、「インドネシア・日本『現場でまなびあう地域づくり』～固有の自然と文化に根ざし、多様な主体が協働し響き合う地域を目指して～」が採択されました。これまでの「いりあい交流」の成果を基盤にして、あいあいネットが培ってきたインドネシアと日本のネットワークを活かし、現場でのフィールドワークを交えて互いの経験を交流し、住民主体の地域づくりに取り組む NGO・NPO の実践者や行政官同士の経験交流と学びあいの場を創りたいと考えています。「地域固有の自然と文化に根ざし、多様な主体が協働あひ響き合う新しい地域づくりの方向性を導き出す」ことを目指して、これも「あいあいネットならでは」の経験交流の形を模索していきます。

このように「ファシリテーション」や「学びあい」を軸に活動を進めているあいあいネットですが、2012 年度はもう一つ、「この活動をより若い世代につないでいく」ことも目指します。既に事務局の若手スタッフによって「わいわいネット」が提案され、動きが始まっています。これは、西部バリ国立公園周辺の村でカンムリシロムクの飛び交う村作りを目指す人たちを支援することを入口に、若い人たちや、事務所周辺の地域の方々が参加しやすい企画を行うものです。こうした動きを通じ、あいあいネットの目指すことや、現場での実践をより広い層の人々に知ってもらう活動を展開できれば、と考えています。



○いりあい交流

- ・中スラウェシ州の山村トンプにおける記録作業の成果を一般公開し、山村文化に学ぶ意義を議論するセミナー・ワークショップの開催。
- ・インドネシアにおける、「聞き書き」の手法を活かした地域環境教育プログラムの実践。
- ・第 14 回国際コモンズ学会北富士大会開催への協力。
- ・滋賀県湖北・湖西地域を中心に、火と水のエネルギーを活かした「くらしの森」づくりに向けた取り組みの推進。

○西部バリ国立公園プロジェクト

- ・2012年10月開始を目指し、JICA草の根技術協力（パートナー型）のプロジェクトの開始。
- ・同公園の他の職員への研修を行うとともに、周辺の他の村への働きかけも開始する。
- ・地方行政機関や企業等も巻き込んだ協働活動の展開や、他の国立公園に対してファシリテーター育成モデルを広げていくことを目指す。

○地域に学ぶ研修事業

・JICA研修員受入事業への協力

継続（4コース）：「住民主体のコミュニティ開発（A）」、「同（B）」、「ウガンダ北部地域行政官能強化」、「ベトナム・参加型コミュニティ開発（アクションリサーチ）」

・その他の研修への協力

○経験交流「現場で学びあう地域づくり」事業

「インドネシア・日本『現場でまなびあう地域づくり』～固有の自然と文化に根ざし、多様な主体が協働し響き合う地域を目指して～」をテーマに、日本とインドネシアで外部者として住民主体の地域づくりに取り組む実践者同士の経験交流を行う。

○ファシリテーションに関する事業

・コミュニティ・ファシリテーション研修に関する勉強会

①「住民のイニシアティブや多様な主体の協働を生み出すファシリテーション」について、国内の地域で活動するNPOも含めて多くの現場で活用してもらえるよう、より広い視野でとらえ直していくため、連続勉強会を企画する。

②神奈川の公的機関との協働の可能性も探りつつ、主に県内で活動するNPOやNGO、行政関係者に呼びかけていく。

・ファシリテーションや研修への協力

特定非営利活動法人ソムニードや参加型開発研究所に協力して「対話型ファシリテーション研修」を神奈川県内で実施するとともに、他団体・機関によるファシリテーションに関連したセミナーや研修会にも協力する。

○その他の事業

・地元を拠点とした活動

①前年度から始動した若手中心の「わいわいネット」の活動を継続し展開する。

②神奈川の公的機関との協働の可能性も探りつつ、主に県内で活動するNPOやNGO、行政関係者に呼びかけていく。

・コンサルティング事業等

①前年度に引き続き、ベトナムの二つのJICA技術協力プロジェクト、「中部高原地域における貧困削減のための参加型農業農村開発能力向上プロジェクト」及び「北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト」への短期専門家を派遣する。

②JICA研修員受入事業の一環で前年に引き続き行われるベトナムからの「アクションリサーチ」研修を通じて、同国における住民参加型の開発プロセスに日本発の「ファシリテーション」手法が活かされる方向を目指す。

○組織と広報

- ・10周年に向けた中期計画の策定の継続
- ・会計担当のパートあるいはボランティアスタッフを増員
- ・年1回の機関誌、年次報告書の発行
- ・活動を紹介し参加を呼び掛けるパンフレットを新たに作成する
- ・ブログとホームページの定期的更新

収支計算書・予算書

2011年度収支計算書（2011年7月1日～2012年6月30日）

2012年度収支予算書（2012年7月1日～2013年6月30日）

(円)

科 目	2011 年度決算	2012 年度予算	備 考 (2012 年度予算関連)
(資金収支の部)			
I 経常収入の部			
会費収入			
正会員会費収入	110,000	150,000	
賛助会員会費収入	10,000	50,000	
会費収入計	120,000	200,000	
事業収入			
委託事業収入	24,015,606	38,000,000	JICA 研修 4 件、JICA 専門家派遣 4 件等
自主事業収入	1,480,605	1,000,000	協働によるファシリテーション講座、勉強会参加費、講師謝金等
事業収入計	25,496,211	39,000,000	
補助金等収入			
助成金収入	5,592,000	15,500,000	JICA 草の根、トヨタ財団、いりあい交流等
補助金等収入計	5,592,000	15,500,000	
寄付金収入			
寄付金収入	1,894,769	500,000	西バリ・カンムリシロムク生息域拡大募金（仮称）、研修やファシリテーション講座の講師謝金の寄付含む
寄付金収入計	1,894,769	500,000	
雑収入			
受取利息	705	1,000	
雑収入	1,227	10,000	
雑収入計	1,932	11,000	
経常収入合計	33,104,912	55,211,000	
II 経常支出の部			
事業費			
JICA 研修費	16,851,668	15,000,000	事務局人件費一部含む
その他委託事業費	4,353,862	15,500,000	JICA 専門家派遣等。事務局人件費一部含む
西バリプロジェクト費	5,886,436	12,000,000	事務局人件費一部含む
いりあい交流プロジェクト費	298,726	1,500,000	
経験交流プロジェクト費		2,500,000	トヨタ財団アジア隣人プログラム特別企画
自主勉強会費	1,920	10,000	報告会会場費等
その他の自主プロジェクト費	1,213,255	800,000	協働によるファシリテーション講座諸経費、研修講師謝金等
事業費計	28,605,867	47,310,000	
管理費			
給料手当	1,140,000	700,000	経理担当パート給与
法定福利費	102,726	80,000	
会議費	50,400	100,000	
通勤交通費	198,058	230,000	
旅費交通費	113,330	250,000	地域づくり現場や被災地訪問含む
通信運搬費	104,134	200,000	
広報費	17,713	250,000	団体パンフ改訂、西バリチラシ制作費含む
消耗品費	156,975	200,000	
印刷製本費	127,242	150,000	トナ一代他
資料費	3,600	20,000	
水道光熱費	77,744	100,000	
賃借料	1,440,000	1,440,000	
保険料	0	25,000	
諸会費	30,520	35,000	
支払手数料	2,210	10,000	
租税公課	20,000	500,000	消費税は事業支出から
雑費	31,500	50,000	
減価償却費	41,698	40,000	
法人税、住民税及び事業税	64,100	70,000	
管理費計	3,721,950	4,000,000	
経常支出合計	32,327,817	51,310,000	
経常収支差額	777,095	3,901,000	
III その他資金収入の部			
その他収入			
基金収入	0		
その他収入計	0	0	
その他資金収入の部合計	0	0	
IV その他資金支出の部			
その他資金支出の部合計	0		
その他収支差額	0	0	
当期収支差額	777,095	3,901,000	
前期繰越収支差額	976,688	1,753,783	
次期繰越収支差額	1,753,783	5,654,783	

貸借対照表

2011 年度一般社団法人の会計 貸借対照表

2012 年 6 月 30 日現在

(円)

科 目	金 額	
資産の部		
流動資産		
現金	16,987	
普通預金	6,254,579	
ゆうちょ振替口座	461,240	
未収金	1,013,140	
前払金	442,520	
仮払金	153,125	
流動資産合計		8,341,591
固定資産		
什器備品	61,533	
保証金	457,144	
固定資産合計		518,677
資産合計		8,860,268
負債の部		
流動負債		
未払金	755,520	
未払消費税等	759,800	
前受金	5,381,757	
預り金	199,918	
別途預り金	9,490	
流動負債合計		7,106,485
固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		7,106,485
正味財産の部		
前期繰越正味財産		3,000,000
当期正味財産増減		-1,246,217
正味財産合計		1,753,783
負債及び正味財産合計		8,860,268

付 錄

一般社団法人あいあいネット 定 款

(平成 21 年 5 月 27 日制定)
(平成 23 年 3 月 16 日変更)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人あいあいネットと称する。

2 この法人の英文名称は i-i-network とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

2 この法人は、前項のほか、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、日本およびアジア・アフリカ等の世界各地で住民主体の地域づくりに取り組む実践者たちをつなぎ、経験交流や研修及び共同調査等を通じて相互のまなびあいを促進することで、コミュニティの再生・発展に寄与する。それにより、国際相互理解を促進するとともに、地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民主体の地域づくりに関する経験交流事業
- (2) 住民主体の地域づくりや海外協力に関する教育研修・情報提供事業
- (3) 日本と世界各地における住民主体の地域づくりへの支援事業
- (4) 住民主体の地域づくりや海外協力に関する調査研究・出版事業
- (5) 日本と世界各地で地域づくりに取り組む人々が作る生産物の普及は紹介事業
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(種別)

第 5 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員
この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動や事業を支援する個人及び団体

(入会)

第 6 条 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

2 代表理事は、正当な理由がない限り、前項のものの入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前 1 項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を継続して 2 年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 総社員の同意があつたとき。

(退会)

第 9 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 11 条 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 社員総会

(種別)

第 12 条 この法人の社員総会は、定時社員会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 13 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は正会員 1 名につき 1 個とする。

(権能)

第 14 条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併ならびに事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任および解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 15 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - 一. 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - 二. 請求があつた日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第 16 条 社員総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があつたときは、

その日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、社員総会の日の一週間前までに通知しなければならない。但し、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権行使することができるとする時は、2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故等による支障がある時は、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(定足数)

- 第18条 社員総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

- 第19条 社員総会における決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決)

- 第20条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前項の議事録は、社員総会の日から 10 年間、主たる事務所に備えおく。

第 5 章 役員等

(種別及び定数)

- 第22条 この法人に次の役員を置く。

理事 5 人以上 10 人以内

監事 2 人以内

- 2 理事のうち 1 人を代表理事、1 人を専務理事とする。また副代表理事を 2 人置くことができる。

(選任等)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、専務理事、副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(理事の制限)

- 第24条 理事のうちには、各理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになつてはならない。

1. 当該理事の配偶者
2. 当該理事の三親等以内の親族
3. 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
4. 当該理事の使用人
5. 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
6. 前 3 号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(監事の制限)

- 第25条 監事が 2 名であるときは、一方の監事の配偶者又は三親等以内の親族（これらの者に準ずるものとして当該監事と次に掲げる特別の関係がある者を含む）である関係がある者が監事に含まれることになつてはならない。

1. 当該監事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
2. 当該監事の使用人
3. 前 2 号に掲げる者以外の者で当該監事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
4. 前 2 号に掲げる者の配偶者
5. 第 1 号から第 3 号までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(理事の職務)

- 第26条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事はこの法人の業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐する。
- 4 代表理事および専務理事は毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 前号の報告をするために必要があると認めるときは、監事は代表理事に対して理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 6 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

(任期等)

- 第 28 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため就任した役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、第 12 条に定める定数に足りなくなる時は、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 29 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 30 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 31 条 常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(取引の制限)

- 第 32 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

- 第 33 条 この法人は、役員の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

- 第 34 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

- 第 35 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事、専務理事及び副代表理事の選定および解職
- (6) 事務局の組織及び運営に関する事項の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第 23 条の責任の免除

(開催)

- 第 36 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があつたとき。
- (3) 前号の請求があつた日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 17 条第 4 項の規定により、監事から代表理事に招集の請求があつたとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第 37 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第 3 項第 2 号又は前条第 3 項第 4 号に該当する場合は、その日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議長)

- 第 38 条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(議決)

- 第 39 条 理事会の議事は、この定款に別の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

- 第 40 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全委員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすこととする。ただし監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録は、主たる事務所に理事会の日から 10 年間備え置く。

第 7 章 事務局

(事務局の設置)

- 第 42 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、職員を置く。

- 2 職員は代表理事が任免する。

- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第 8 章 基金

(基金の拠出)

- 第 43 条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。
- (基金の募集等)

第44条 基金の募集、割当て及び払い込み等の手続については、理事会の決議を得て、代表理事が別に定める「基金取り扱い規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第45条 基金の拠出者は、前条の「基金取り扱い規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第46条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

2 前項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議により定める。

(代替基金の積み立て)

第47条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第9章 計算

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(暫定予算)

第50条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く）し承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告書類を主たる事務所に10年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剩余金の分配の禁止)

第52条 この法人の剩余金はこれを一切分配してはならない。

第10章 残余財産の帰属

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第12章 附則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(最初の事業年度)

第56条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成21年6月30日までとする。

(設立時役員等)

第57条 この法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時代表理事 和田信明

設立時専務理事 長畑 誠

設立時副代表理事 島上宗子

設立時理事 功能聰子

設立時理事 壽賀一仁

設立時理事 増田和也

設立時理事 山田理恵

設立時監事 中田豊一

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第58条 この法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所（略）

氏名 長畑 誠

2 住所（略）

氏名 壽賀一仁

3 住所（略）

氏名 山田理恵

(法令の準拠)

第59条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(任意団体「いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク」からの継承)

第60条 この法人の設立により、任意団体「いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク」（略称「あいあいネット」、代表：長畑誠、住所：東京都新宿区高田馬場1-17-10 稲穂コーポ2A）の契約、事業、会員及び財産は、この法人が継承する。

以上、一般社団法人「いりあいネット」設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年5月27日

設立時社員 長畑 誠

設立時社員 壽賀一仁

設立時社員 山田理恵

(改正)

この定款は平成23年3月16日から施行する。

(平成23年3月16日社員総会で第2条1項を改正)

一般社団法人あいあいネット役員一覧

代表理事	和田信明	(特活) ソムニード 代表理事兼海外事業統括責任者
副代表理事	島上宗子	京都大学東南アジア研究所 特任研究員
理 事	長畑 誠	一般社団法人あいあいネット 専務理事 明治大学大学院ガバナンス研究科 専任教授
	壽賀一仁	(特活) 「持続可能な開発のための教育の 10 年」推進会議 (ESD-J) 理事
	功能聰子	ARUN 合同会社 代表
	増田和也	京都大学東南アジア研究所 特定研究員 (G-COE)
	山田理恵	インドネシア語通訳・ファシリテーター
監 事	中田豊一	参加型開発研究所 主宰 (特活) 市民活動センター神戸 理事長

(2013 年 1 月 1 日現在)



一般社団法人あいあいネット (いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク)

〒 214-0031

神奈川県川崎市多摩区東生田 1-14-5 アムール K2 102

Tel / Fax 044-455-4508 URL: <http://www.i-i-net.org/>